

# 防犯対策用品の購入・設置を 補助します



申請受付は令和 9 年 3 月 31 日で終了



令和 7 年 7 月 1 日以降に購入したものが補助対象

## 対象者

右の①～③  
全てに該当

- ①市内に住所を有し、居住している方
- ②市内の事業所又は販売店から補助対象機器を購入し、住宅、車庫、倉庫、庭等に設置する方
- ③世帯全員が市税等を滞納していない方

## 補助対象 機器

- ・防犯カメラ
- ・人感センサーライト
- ・センサーアラーム
- ・防犯機能付電話機（固定電話のみ）又は不審電話対策装置

## 補助額

- 対象機器の購入及び設置費用の 1/2（上限 2 万円、100 円未満切捨て）
- ※市内の事業所・販売店から購入した費用
  - ※補助対象機器の設置のため市内の事業所に支払った経費
  - ※インターネットで購入した物品は対象になりません

## 申請方法

- 申請書兼請求書と下記の書類を添えて田村市役所生活安全課、最寄りの行政局・出張所へ申請してください。※1世帯1回限り
- （1）購入した補助対象機器の領収書の写し又は支払いが完了した旨を証明できるものの写し
  - （2）購入した機器の内容が確認できない場合は、カタログなどの内容が確認できる書類

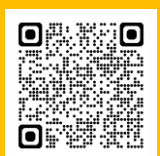
問い合わせ先

田村市 生活安全課 生活安全係

電話:0247-82-1116

その他詳細はホームページを  
ご確認ください

裏面の Q&A もご確認ください



## 田村市防犯対策補助金 Q&A

Q. 対象期間はいつから？

A. 令和7年7月1日以降に購入・契約したものが対象です。  
令和7年6月30日以前に購入・契約したものは対象外です。

Q. 対象額は税込価格？税抜価格？

A. 税込価格です。

Q. 設置場所は住宅以外でもいいの？

A. ご自身の所有であれば住宅以外でも対象です。

Q. 借家も対象？

A. 対象です。ただし所有者からの同意を得てください。

Q. 申請は世帯主じゃなきゃだめ？

A. 世帯主以外でも申請可能です。ただし領収書の宛名と同じ方が原則申請者となり、1世帯1回限りとなります。

Q. 防犯機能付電話機や不審電話対策装置とは？

A. 警告メッセージや自動通話録音機能がついているものになります。

Q. 複数の商品を購入した場合は？

A. 複数の商品を組み合わせて申請可能です。  
例:人感センサーライトと防犯機能付電話機を購入した場合、合計金額の1/2  
(上限2万円)を補助します。

Q. 購入時に使用したクーポンやポイントは？

A. クーポン(割引)及びポイント支払い分を差し引いた額を購入費用として計算します。

### 注意事項

- ・防犯設備を購入する前に田村市公式ホームページに掲載の補助条件等をご確認ください。
- ・領収書が必要になりますので、紛失されないようご注意ください。
- ・申請に料金が発生するものではありませんので、そういった詐欺にはご注意ください。

・ご不明な点は、田村市生活安全課 **0247-82-1116** へご相談ください。